

# シティユーワ法律事務所

## 中国・ベトナム法務の拡充により 国際法務の「フルサービス」を追求

### 2023年の新たな挑戦 ——曾我法律事務所との合併

——まず、栗林先生にお伺いします。シティユーワ法律事務所について教えてください。

栗林：当所は、2003年に東京シティ法律事務所（法律部門）と、ユーワパートナーズ法律事務所との業務合併によって誕生し、その後も知財事務所との合併など多くの弁護士の参画を得てこの20年間着実に成長してきました。国内法務・国際法務ともに「フルサービス」を掲げており、業務分野は紛争解決、知的財産、M&A、金融、労務、危機管理、データ保護等、多岐にわたり、産業分野も製造業からIT、エネルギー、不動産等、幅広く取り扱っています。

——近年はどのような案件に注力されていますか。

栗林：特に国際法務に力を入れています。低コストで専門性の高いアドバイスを提供できるよう、世界各国の有力な現地法律事務所と緊密に連携するネットワークを重視しています。特に、設立当初から加盟している世界の一流法律事務所から構成される「World Law Group」というネットワークを活用し、クライアントに迅速かつ低コストで国際法務サービスを提供してきました。

——2023年1月1日付けで、中国法務ブティックの老舗、曾我法律事務所と合併しました。

栗林：「World Law Group」等のネットワークを最大限活用するには、現地の法律事務所と十分なコミュニケーションをとり、時には現地事務所をコントロールしていく必要があります。そのためには、日本側の担当弁護士がその国・地域の事情に精通していなければなりません。そこで、当所では世界の国・地域に専門性を有する弁護士の充実をめざしてきました。しかし、中国については、

その経済規模や実際の案件数に比してこれまで専門弁護士の充実は必ずしも十分ではなく、クライアントの要望に十分に答えきれない面もありました。他方、中国法務へのニーズは依然として高く、事務所としてこれらに対応していく必要性を強く感じていました。

曾我法律事務所は、中国法務、ベトナム法務を先駆者として取り扱ってきた歴史を有し、ブティック事務所として非常に高い評価を有していました。同事務所との合併により、所内に中国・ベトナムの専門家を充実させることができ、同事務所の持っていた現地ネットワークを活用することもできるようになりました。また、同事務所の従来クライアントに対しては、当所の広い業務分野に対応できる力を生かして、より良いサービスを提供できるようになりました。この新しい体制をフルに活用して当所をさらに成長させていくことが2023年の「新しい挑戦」です。

——次に、曾我先生にお伺いします。曾我法律事務所について教えてください。

曾我：曾我法律事務所は、中国やベトナムを中心としたアジア進出に関するリーガルサービスを、長年にわたり提供してきました。今回移籍した6名の弁護士は、いずれも中国への留学経験を有しており、古い者は日本企業の中国進出が本格化した1990年代前半から中国法務に携わってきました。私自身は、1994年から、当時所属していた大手法律事務所の北京事務所の立ち上げのために6年間北京に駐在して以来、約30年近く中国法務を扱ってきました。当時の日中の法律業務は、かなり単純化されたものでした。最も典型的なのは、日中の企業が合併企業をつくり、製造業を中心とした事業に従事するといったものです。合併契約書は、英語ではなく中国語と日本語で作成されま

す。当時の中国は、世界の中で「特殊な国」で、スタンドアロンで完結していたのです。こうした性質から、中国法務は組織力や規模の利益といった概念とはやや縁遠く、むしろコンフリクトの生じやすい大手の法律事務所よりも、小回りの利くブティック事務所であらうと考えていました。これが、2000年に独立し、曾我法律事務所を設立した動機でした。

独立から約20年が経ち、中国はGDP世界第2位の大国となり、法務の世界でもグローバルスタンダードに近い「普通の国」となりつつあります。合併企業をつくる等の典型的な、スタンドアロンのビジネスモデルのみではなく（もちろんそのような伝統的業務も依然残っているのですが）、例えば「世界的な事業展開をする企業のM&Aの一部としての中国」、「独占禁止法のグローバルファイレリングのなかでの中国」等といったように、他の国とのビジネスと切り離せない形で中国が関係するようになってきました。そうした状況のなかで、ブティック事務所として中国法務だけを扱いますというのでは、かえって機動的なサービスに支障が出る、また依頼者のニーズの取りこぼしが生じてしまうと感じ、今回の合併に至りました。

——合併後の抱負を聞かせてください。

曾我：そのような経緯があって合併したわけですので、従前では必ずしも対応しきれなかった大規模案件・多国籍案件にも積極的に参加できるようになり、中国が関係する一定規模の案件において「入札資格」を得てスタートラインに立てるようになることを期待しています。また、従来は日本企業のためのアウトバウンド案件が中心でした。しかし、中国経済の発展を見るにつけ、中国企業、あるいは華僑圏のインバウンドが今後増加することは間違いありません。訴訟はもちろん、国内法の業務分野に高い専門性を有するシティユーワ法律事務所との合併により、インバウンド分野でのリーガルサービスも拡充させていきたいと思っています。



### 合併による新たな「強み」

——合併によりどのような「強み」が生まれましたか。

曾我：第一に、栗林が申し上げたとおり、シティユーワ法律事務所では今まで十分でなかった中国法務、そしてベトナム法務につき、日本の法律事務所として他に勝るとも劣らないと自負できるレベルのリーガルサービスを提供できるようになった点が「強み」として挙げられます。シティユーワ法律事務所の既存のお客様や潜在的なお客様において、対象サービスのメニューが増え、ワンストップサービスの可能性が拡大したことが何よりの「強み」であることは多言を要しないものと思います。

第二に、曾我法律事務所は、日本全体でも従事している弁護士の数が少ない、いわばニッチマーケットで優位性を有していました。例えば通商問題（アンチダンピングやセーフガード）の分野では中国の対日アンチダンピングが他国と比較しても遥かに膨大な件数を積み重ねてきましたが、私自身、中国のアンチダンピングの黎明期から25年近くの間、毎年途切れることなく様々な案件を処理してきました。また、香港等のアジアの資本市場におけるIPOは2010年頃から私と栗津弁護士で開拓し、その後栗津弁護士が大きく成長させてきています。これは中国のグローバルスタンダード化の過程で制度設計は世界基準に従いつつ、中国独自の言語的・文化的背景が相俟って独自の法務分野を形成し、その意味で未だスタンドアロンの分野としてブティック事務所が競争劣位に置



栗林康幸弁護士

88年大阪大学法学部卒業。92年弁護士登録(東京弁護士会)。96年ペンシルバニア大学卒業(LL.M.)。国内及び米国の法律事務所を経て03年シティユワ法律事務所の設立に参画。



曾我貴志弁護士

88年東京大学法学部卒業。90年弁護士登録。93年ミシガン大学卒業(LL.M.)。94年米国ニューヨーク州弁護士登録。23年シティユワ法律事務所。



森川伸吾弁護士

91年東京大学法学部卒業。93年弁護士登録。04～05年京都大学法科大学院特別助教授。05～08年同教授。09～13年立教大学法学部特任教授。ニューヨーク大学修士(LL.M.(CJ))。北京大学法学修士。



粟津卓郎弁護士

97年東京大学法学部卒業。99年弁護士登録。02年Tulane大学卒業(LL.M.)。02～03年米国ニューヨーク州及びカリフォルニア州司法試験合格。23年シティユワ法律事務所。



住田尚之弁護士

02年早稲田大学大学院法学研究科卒業(修士)。03年弁護士登録。糸賀・曾我法律事務所。08～10年JICA長期派遣専門家。23年シティユワ法律事務所。



谷友輔弁護士

07年早稲田大学大学院法務研究科卒業(法務博士)。08年弁護士登録。17年南カリフォルニア大学卒業(LL.M.)。18年米国ニューヨーク州弁護士登録。23年シティユワ法律事務所。

かれない分野であったわけです。しかし制度設計は世界基準ですので、中国(文化圏)で培った経験に基づいて他国の類似案件にも対応することができ、結果として中国という切り口がない場合を含めて、それらのニッチマーケットで業務拡大ができてきたわけです。そういった特殊な能力をシティユワに持ち込むという点は、合併によってもたらされた「強み」の一つといえるでしょう。

第三に、単純に中国語能力が上がるということも「強み」として挙げられます。例えば、日本国内の不動産取引等で、中国人を相手に契約書をつくりたいといったニーズも増えており、中国語を扱うことのできる弁護士と律師のチームが誕生したことは「強み」の一つといえるでしょう。

——曾我法律事務所ご出身の4人の先生に、各先生が有する「強み」、今後の抱負をお伺いします。

**栗津：**私は、1999年に弁護士登録をし、それから20年あまり中国法務に従事しています。2003年には、経済産業省通商機構部に出向し、WTO等の通商問題を担当しました。その関係で、現在でもアンチダンピングや、中国等の諸外国の法制度のWTO整合性等について、政府機関・企業へのアドバイスをしています。事務所全体としても、1990年代から2000年代初期に曾我弁護士が中心となって中国政府の対日アンチダンピング案件において高いパフォーマンス(結果)を立て続けに獲得して以降、中国アンチダンピング案件に限らず多くの通商法案件を取り扱い、実績・ノウハウを蓄積してきた自負があります。また、ベトナム法務、海外上場にも尽力してきました。前者については、2005年より15年以上本格的に取り組み、先駆者としての蓄積があります。後者については、20社以上の香港上場をはじめ上海や深圳といっ

た中国大陸市場やNASDAQ等での上場案件も複数取り扱ってきました。

曾我法律事務所でも、多数の関連会社を持つ大規模M&Aや、高度なノウハウを要する知的財産訴訟等を依頼される機会が多々あります。しかし、限られた弁護士数であったため人的資源不足により、繁忙期にはご依頼をお引き受けできないこともありました。そうしたある種、取りこぼしてしまっていた案件につき、シティユワ法律事務所の人的資源・ノウハウを活用して取り組んでいきたいと考えています。

**住田：**私が弁護士登録をしたのは2003年であり、中国が2001年にWTOに加盟してからまもなくの頃でした。このまま対外開放を進めていけば中国は必ず大きく発展するだろうと考え、中国法に強みを有していた当時の糸賀・曾我法律事務所の門を叩き、以来、主に中国関連の法律業務を中心に経験を積んできました。そのうち2008年から2010年にかけては、国際協力機構(JICA)の長期派遣専門家として中国全人代常務委員会法制工作委員会に派遣され、中国の民事訴訟法、仲裁法、不法行為法、国際私法に関する立法の支援に携わり、立法サイドから中国法を覗くという貴重な経験にも恵まれました。また、その後数年間にわたり北京市に駐在し、現地での日系企業のサポートにも携わりました。

中国法務の難しさは、全人代及びその常務委員会がつくる法律、国務院がつくる行政法規、行政各部がつくる規則や通知等、いろいろな機関・階層で複合的なルール形成がなされていることです。また、一般に下級行政機関の行政裁量が日本と比べて大きく、上海市等の地域では全国よりも先進的な独自のルールが存在していることもあります。

内容が抽象的な法律も多く、立法背景や周辺法令との関係性を踏まえた解釈が重要となります。私は曾我法律事務所、中国の新法令の収集・整理を担当しておりましたので、シティユワ法律事務所においても、中国法に関する情報の整理や発信などの面でも貢献することができればと思っています。

現在、知的財産法、独占禁止法、個人情報やデータの越境移転、経済安全保障などに関わる分野では国境を越えてトラブルが発生し、日本法と中国法が交錯するような案件も増えてきています。今後は各法分野において高い専門性を有するシティユワ法律事務所の専門家とシナジーを発揮することができるのではないかと期待しています。

**谷：**私は、2008年に弁護士登録をしました。中国、香港、インド、アメリカへの研修・留学経験を生かしたクロスボーダー取引、国際的な紛争解決に強みを持っています。また、中国において独占禁止法が施行された直後の企業結合の届出や、日本企業の海外上場に関与してきた経験より、チャレンジ的な案件への対応力には自信があります。近時、インド法務に関しては、合併パートナーとのトラブルへの対応、撤退時の相談等が多くあります。また、中国法務に関しては、これまで表面化していなかった中国子会社における不祥事等が顕在化してきており、企業規模を問わずご相談が増えていきます。

今後は、曾我法律事務所でも培った精緻なドキュメンテーション能力、クロスボーダー案件の経験を生かして、シティユワ法律事務所の総合力のなかで大規模案件にも挑戦していきたいと思っています。

**森川：**私は、1993年4月に弁護士登録をしました。大学時代に中国語を熱心に行っていたこともあり、同年の年末には北京に短期語学留学をし、翌1994年から1995年にかけて北京市中倫律師事務所及び北京市君合律師事務所での研修を経験しました。その後、当時の森綜合法律事務所の中国法務チームの立ち上げに加わり、1998年には同事務所北京事務所の初代常駐代表を務めました。その後ニューヨーク大学ロースクール及び北京法学院への留学を経て、2004年から2013年までは日本の大学・大学院で教える活動をメインとしておりましたが、ここ10年くらいは訴訟を中心に弁護士業務を行ってきました。

今後、シティユワ法律事務所の様々な部門の方が、中国法や中国人、中国語に関わるような案件に遭遇したとき、それぞれの場面で適切な知見を提供していきたいと思っています。



#### シティユワ法律事務所

弁護士数:184名(2023年1月現在、外国弁護士を含む)  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル  
TEL:03-6212-5500(代表) FAX:03-6212-5700  
URL:http://www.city-yuwa.com

シティユワ法律事務所は、所属弁護士の多様な専門性と豊富な経験を背景に、各種金融取引、M&A、不動産、企業再建・倒産処理、知的財産権、労働法、コンプライアンス、独占禁止法、通商法、訴訟・ADR、国際仲裁、再生可能エネルギー法務、ベンチャー支援法務、経済犯罪など、企業活動に必要な法的サービスをクライアントの皆様に提供しています。国際法務にも注力しており、世界各国をリードする著名法律事務所と緊密なネットワークを構築してアウトバウンド・インバウンド双方の業務を効率的に行っています。法律サービスを日本語・英語のみならず中国語・ドイツ語・韓国語でも、日本資格の弁護士によって直接提供しています。